

# 文教厚生委員会視察研修報告

令和元年11月5日(火)～11月7日(木)

研修地・北海道斜里町・釧路市

今回は、取り組みについての概要説明を受けた後、南島原市からの事前質問について、説明を受け、その後、随時質問を行う進め方で研修を行った。

## 斜里町

・研修項目「独自の高齢者支援制度」について高齢になっても、住みながら自分の家で安心して生活を続けていけるよう、介護サービスとは異なる独自の取り組みを行っている。

南島原市でも高齢化が進む中、高齢者福祉サービスは行っているが今後、更なるサービスが求められる為、今後の取り組みの参考にするため研修を行った。

## (質問事項と取り組み状況)

### 食の自立支援事業について

・南島原市は、民間事業者の参入と利用者の激減(最後の利用者は3名↑

民間配食事業者を紹介した)により、平成30年度から、市が社協に委託し実施していた配食サービスを廃止した。

介護保険事業の中で、食の自立支援事業として実施しているが、件数が伸びていない。

・斜里町では、どれくらいの方が利用されているのか。↓

83名利用中(入院等による休止含む)

**家族介護者元気回復事業、ねたきり老人等在宅介護手当支給事業、家族介護者労金支給事業など介護者を支援する事業について**

・南島原市にはない斜里町独自の事業と思われる。単独事業を新たに立ち上げる場合は、必要性の理解・財源問題などがあるが、これらの事業について、

・利用上の問題点は、↓  
特にない。

・財源は何を充当されているか。↓介護保険事業特別会計の事業であり、一般財源、国・道からの

補助金(1号保険料)、一般会計からの繰出金を充当。なお、斜里町は過疎債非該当地域である。

・利用料金の上限や利用者負担の割合は。↓利用料金の上限ではなく、利用回数の上限を定めており、片道を1回とし年間50回まで、ただし町外は24回を限度としている。

利用者負担割合は、利用者への介護保険料所得段階に依り、第1段階20%、第2・第3段階30%、第4・第5段階50%、第6段階以上は100%。

**所感**

## 食の自立支援事業について

南島原市においては、利用者の減少により、平成30年度から、社協に委託し実施していた配食サービスを廃止した。他に、介護保険事業の中でも支援事業として実施しているが、利用者が伸びていない。この現状の分析が必要だと思う。

## 家族介護者元気回復事業、ねたきり老人等在宅介護手当支給事業、家族介護者労金支給事業など

介護者を支援する事業について、南島原市では現在実施していないが、今

後財源等(国・県からの補助金がある)考慮し検討することも必要ではないかと思う。

## 釧路市

・研修項目「生活保護自立支援プログラム」について、生活困窮者及び8050問題が深刻化している現状から、被保護者世帯においての、ひきこもりに対する取り組みの研修を行った。

**状況**

① 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、南島原市では、平成27年度より福祉事務所保護課内に直営で「生活自立相談支援センター」を開設している。生活困窮者自立支援法の改正に伴い、令和4年度には就労準備支援事業、家計改善支援事業の完全実施を目指すことされており、被保護者就労準備支援事業も併せたところでの一体的実施に向けて検討を行っている。

1. 事業立ち上げ時構成メンバーについて  
生活困窮者自立支援事業は、一般社団法人釧路社会的企業創造協議会に委託し、初年度は平成25

年度(モデル事業実施)であり、構成メンバーは委託事業者スタッフで、責任者1名、相談支援員3名で事業を委託している。就労準備支援事業は、専任スタッフ1名で、家計相談事業については実施していない。

2. 受入先の確保について  
・業種、体験内容等  
委託先において協力事業者を開拓しており、現在実施しているのは、漁網製作、ごみ袋の検品・袋詰め、製函作業(菓子箱の組み立てやシール貼り)である。

3. 事業実施にあたり問題点、今後の課題  
協力してくれる企業の更なる開拓が必要と考えている。

現在実施していない家計相談事業について実施も課題と考えている。

② 現在、ひきこもり、8050問題が全国的に深刻化し、厚労省においても重要な課題と位置づけられている。南島原市の被保護者世帯においても、8050やひきこもりは存在し、施策を検討している。

釧路市の自立支援プロ

グラムのうち「日常生活自立」に向けた支援について。

1. 支援の実施主体について、直営か、委託か。委託ならばどのような団体か。

自立支援プログラムのうち、「日常生活自立支援プログラム」メニューは現在2つであり、NPO法人に委託している。

2. プログラム内容具体的にどのようなことをしているのか。

・自宅、通所、居場所づくり、作業内容など参加者に作業場所まで通所してもらい、そこで雑巾縫いや古切手の裁断を行うほか、集まった人やスタッフとのコミュニケーションを図る場ともなっている。

## 所感

南島原市では、現在被保護者や生活困窮者に対する、就労準備支援、家計改善支援は行っていないが、今後は生活困窮者及び8050問題が深刻化している現状から、被保護者世帯等においてのひきこもりに対する検討を早急に行い、取り組みの検討を行う必要がある。